

参議院法制局の職務

1 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。

議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意をくみ取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制



局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつついかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の腕の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。

また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案(閣法)の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

“成立しない=終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多くあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、孤独・孤立対策の推進法などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

議員立法の特色・意義

議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス(DV)防止法、性同一性障害者性別取扱特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消法など、その時々国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。



立案の主な流れ



2 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものが多くあります。

修正案の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で立案作業を行わなければならないこともあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。



3 法制に関する調査



参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、依頼議員の核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。

コラム 他機関との違い

他の「法制局」との違い

「法制局」には、他にも「衆議院法制局」や「内閣法制局」といった機関が存在します。衆議院法制局については、議員の立法活動を法的な面から支えるという点では参議院法制局と同じですが、衆議院法制局は衆議院に提出される法律案を、参議院法制局は参議院に提出される法律案を担当するという点で異なります。

また、内閣法制局については、自らは法律案を作成せず、省庁が作成した法律案などの審査や法令の解釈を行うことを通じて内閣を補佐する機関であるという点で、所属政党を問わず個々の議員を補佐して法律案の作成から審査までを担う参議院法制局と異なります。

中央省庁との違い

中央省庁では、自ら政策を立案し、実施するのに対し、参議院法

制局では、議員からの依頼に基づいて法的な面から議員の政策実現のサポートを行います。また、法律案の作成は、中央省庁では予算案の作成や所管する法律の執行などの数多くある業務の一つですが、参議院法制局では第一次的な業務であり、ほとんどの職員が常時法律案の作成に携わっています。

参議院事務局との違い

参議院事務局では、本会議や委員会の運営、議員の政策立案の支援、参議院の国際交流の支援を行うなど、参議院を多角的にサポートしています。特に、委員会等をサポートしている調査室は、議員立法についても、議員が政策を検討するための材料として様々な統計データなどの資料を作成したり、予算を伴う法律案である場合に施行に要する経費の算定を行ったりしますが、法律案の立案を行うわけではないという点で、参議院法制局と異なります。

憲法改正原案の立案など

憲法改正の発議の手續、国民投票の実施手續などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も今後想定されます。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている参議院法制局は、憲法改正原案について、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどもその職務に含まれます。



憲法審査会 における補佐

下野 久欣
(平成15年入局
・基本法制監理部基本法制課長)



大規模災害が発生した場合に参議院はどのように活動するのか？ 憲法改正手続に関する課題は何か？ 令和6年通常国会の参議院憲法審査会では、こうしたテーマを中心に議論が交わされました。

この憲法審査会を所管するのが基本法制課です。国会情勢や議員のニーズの変化等を踏まえて令和6年4月に発足した当課は、憲法審査会での法制局長による説明・答弁の補佐や、議員・政党からの調査依頼への対応などを精力的に行っています。

憲法関係の業務は、判例・文献の多角的な調査はもちろんのこと、複雑な論点を分かりやすく説明した資料の作成など、皆さんが思う以上にいろいろなものがあります。また、憲法に関する議員の関心は、社会の変化に応じ多様多様です。

私たちは、これらに的確に対応できるよう、他の関係課や法制局長など幹部職員と一丸となって、知恵を出し合いながら取り組んでいるところです。

参議院法制局の組織

参議院法制局は、事務部門として参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、法制局の事務を統理し、職員の任免権を持つ法制局長以下、局務を整理し、各部課の事務を監督する法制次長の下に、立案部門（基本法制監理部、第一部から第五部まで及び法制主幹）及び庶務部門（総務課）が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に触れつつ、立案の視座、技術などについて研鑽を重ねていきます。

